

岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業に係る入札公告関係資料の修正一覧2021.06.14

No.	図書名	ページ数	章、節番号	項目名	修正事項
1	要求水準書第Ⅰ編	I編-1-23	表1-4-2	工事期間中の環境モニタリング項目及び測定方法等	・大気については、工事区域周辺の4箇所粉じん濃度及び風向・風速を連続測定するものとし、 <del>予め公定法で測定した各種物質と粉じん濃度との相関を分析し、傾向を監視する。</del> 傾向を監視する。
2	要求水準書第Ⅰ編	I編-2-10	2-2-7.	ユーティリティ	(7) 電話回線 ① 回線数： <del>岡山市用2回線</del> 、事業者用は実施設計図書による。
3	要求水準書第Ⅰ編	I編-3-83	3-12-2.	受変電設備	1) (1) <del>2.2kV</del> →22kVに修正
4	要求水準書第Ⅰ編	I編-5-37	5-3-2.	解体撤去工事の実施計画	2) (2) 文章中の <del>広島市</del> → <b>岡山市</b> に修正
5	要求水準書第Ⅱ編	-	第2章全般		<del>監督職員</del> → <b>岡山市</b> に修正
6	要求水準書第Ⅱ編	Ⅱ編-2-6	2-2-6.	適正処理	(3)の左揃え及び(4)の削除
7	要求水準書第Ⅱ編	Ⅱ編-2-7	2-2-10.	焼却灰等の場内一時貯留	(1)「事業者は～貯留を行う。 <del>なお、資源化企業への搬出が困難となった場合を想定し、資源化企業を2者以上構成企業に含めることも可とする。</del> 」 →(1)「事業者は～貯留を行う。 <del>なお、資源化企業への搬出が困難となった場合、事業者は直ちに代替企業を選定し、本件業務に支障をきたさないように対応しなければならない。</del> 」
8	要求水準書第Ⅱ編	Ⅱ編-2-24	2-9-8.	その他これらを実施する上で必要な業務	(1) 岡山市職員が使用する事務用品、什器、作業衣、作業靴、安全帽、各種保護具・工具、洗剤及び生活用品等の調達及び管理を行う。なお、本件工事に伴い事業者が岡山市へ納品する備品類の補充、補修、更新については、特記無き限り事業者の業務範囲とする。 →(1) <del>岡山市職員が使用する事務用品、什器、作業衣、作業靴、安全帽、各種保護具・工具、洗剤及び生活用品等の調達及び管理を行う。なお、本件工事に伴い事業者が岡山市へ納品する備品類の補充、補修、更新については、特記無き限り事業者の業務範囲とする。</del> と修正
9	建設工事請負契約書	1	第1条第3項	総則	<del>建設工事発注仕様書</del> → <b>要求水準書</b> に修正
10	建設工事請負契約書	4	第9条第2項	監督員	(2)「 <del>要求水準書</del> 受注者」→「受注者」に修正
11	建設工事請負契約書		第53条第1項		「発注者は、引き渡された工事目的物に関し、 <del>第32条第4項又は第5項</del> 」 →「発注者は、引き渡された工事目的物に関し、 <del>第32条第3項、第5項又は第6項</del> 」と修正
12	運営管理業務委託契約書	契約書鑑	4	契約金額	「変動費に係る契約金額」を「変動費Aに係る契約金額(総額)」と読めるように修正
13	運営管理業務委託契約書	契約書鑑	5	代理受領に係る金額	削除
14	運営管理業務委託契約書	8	第23条	業務マニュアル	「・・・運営準備期間中、 <del>運転</del> 管理業務委託期間を・・・」 →「・・・運営準備期間中、 <del>運営</del> 運営管理業務委託期間・・・」と修正
15	運営管理業務委託契約書	10	第29条	処理対象物の搬入	し渣・汚泥(以下「脱水汚泥等」という。) → <del>し渣・汚泥(以下「脱水汚泥等」という。)</del>
16	運営管理業務委託契約書	16	第44条	焼却灰と飛灰の資源化	(1)「 <del>発注者を発注者、運搬企業又は資源化企業の各々を受託者、受託者を委託費支払事務受託者(運搬企業又は資源化企業への委託費用の支払いを岡山市のために代行する者をいう。)</del> とした契約を別に締結する。」 →(1)「 <del>受託者は、委託費支払事務代行者(運搬企業又は資源化企業への委託費用の支払いを岡山市のために代行する者をいう。)</del> として、 <del>発注者及び運搬企業、資源化企業の各々と三者間契約を別に締結する。</del> 」と修正

No.	図書名	ページ数	章、節番号	項目名	修正事項
17	運営管理業務委託契約書	17	第46条	その他資源化物、処理不適物の処理等	(2)「受託者は、第30条第3項に規定する処理不適物から金属類を選別するものとし、前号の金属類と同様に取り扱う。」 →(2)「受託者は、 <b>発注者の指示に基づき</b> 、第30条第3項に規定する処理不適物から金属類を選別するものとし、 <b>選別後は同項に規定する処理不適物と同様に取り扱う。</b> 」
18	運営管理業務委託契約書	17	第46条	その他資源化物、処理不適物の処理等	(3)「第30条第3項に規定する処理不適物(前号の金属類及び次号に規定するものを除く)、受託者が焼却灰から粒度選別等により選別除去した異物については、要求水準書に定める方法に従い、受託者が岡山市の指定する場所へ搬送する。」 →(3)「 <b>第30条第3項に規定する処理不適物(前号の金属類及び次号に規定するものを除く)</b> 、受託者が焼却灰から粒度選別等により選別除去した異物については、要求水準書に定める方法に従い、受託者が岡山市の指定する場所へ搬送する。」
19	運営管理業務委託契約書	26	第69条	財物の滅失、毀損、人身傷害及び補償	文章中「 <b>法令等</b> 」を「 <b>法令違反</b> 」と修正
20	運営管理業務委託契約書	27	第71条	法令等変更	文章中「 <b>乙</b> 」を「 <b>受託者</b> 」と修正
21	運営管理業務委託契約書	44	別紙9	委託費の内訳	変動費Bを運営管理業務の委託費から除外するように修正
22	焼却灰(飛灰)運搬及び資源化業務委託契約書	契約書鑑	4~8		市の標準約款に合わせて修正
23	焼却灰(飛灰)運搬業務委託契約書	2	第8条及び第8条の2	契約の保証及び契約保証金の返還	追記及び修正
24	焼却灰(飛灰)運搬業務委託契約書	4	第17条	契約代金の支払い	追記
25	焼却灰(飛灰)運搬業務委託契約書	3	第10条第2項	委任又は下請負の禁止	「 <b>受諾者は、…</b> 」→「 <b>受託者は、…</b> 」と修正
26	焼却灰(飛灰)運搬業務委託契約書	8	第30条	修補	「 <b>…運営管理業務委託契約書第35条に規呈する…</b> 」 →「 <b>…運営管理業務委託契約書第36条に規呈する…</b> 」
27	焼却灰(飛灰)資源化業務委託契約書	2	第7条及び第7条の2	契約の保証及び契約保証金の返還	追記及び修正
28	焼却灰(飛灰)資源化業務委託契約書	3	第9条第2項	委任又は下請負の禁止	「 <b>受諾者は、…</b> 」→「 <b>受託者は、…</b> 」と修正
29	焼却灰(飛灰)資源化業務委託契約書	4	第16条	契約代金の支払い	追記及び修正
30	焼却灰(飛灰)資源化業務委託契約書	8	第29条	修補	「 <b>…運営管理業務委託契約書第35条に規呈する…</b> 」 →「 <b>…運営管理業務委託契約書第36条に規呈する…</b> 」
31	様式第5号-2	-	第1条	目的	(1)「この共同企業体は…以下、単に「 <b>工事</b> 」という。)の請負」 →「この共同企業体は…以下、単に「 <b>建設工事</b> 」という。)の請負」
32	様式第5号-2、第5号-3、第5号-5及び第5号-6	-		全般	「 <b>企業体</b> 」→「 <b>この共同企業体</b> 」に統一
33	様式第5号-5及び第5号-6	-	第9条	運営委員会	「 <b>企業体は、構成企業全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに建設工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。</b> 」 →「この共同企業体は、構成企業全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。」に修正
34	様式第5号-5及び第5号-6	-	第10条	構成企業の責任	「 <b>各構成企業は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。</b> 」 →「各構成企業は、 <b>運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。</b> 」に修正

No.	図書名	ページ数	章、節番号	項目名	修正事項
35	様式第5号-5及び第5号-6	-	第16条	工事途中における構成企業の脱退	「構成企業は、発注者及び構成企業全員の承認がなければ、業務委託期間が終了する日までの間は、脱退することができない。」 →「構成企業は、業務委託期間が終了する日までの間は、脱退することができない。」
36	様式第5号-5及び第5号-6	-	第16条	工事途中における構成企業の脱退	第2項～第5項削除
37	様式第5号-5及び第5号-6	-	第14条	構成企業の相互間の責任の分担	追記
38	様式第13号 [2/2]	-	6	添付書類（解体企業について必要な書類、土木建築企業について必要な書類）	建築工事業に係る建設業許可証明書（発行日が本入札の開札日から3か月以内のもの）（写し可） →建築工事業に係る建設業許可通知書（又は建設業許可証明（確認）書）（開札日時点における最新のもの）（写し可）※2
39	様式第13号 [2/2]	-	6	添付書類（解体企業について必要な書類、土木建築企業について必要な書類）	清掃施設工事業に係る建設業許可証明書（発行日が本入札の開札日から3か月以内のもの）（写し可） →清掃施設工事業に係る建設業許可通知書（又は建設業許可証明（確認）書）（開札日時点における最新のもの）（写し可）※2
40	様式第13号 [2/2]	-	6	表下	※2 開札日時点において有効なものを提出してください。許可更新中の場合は、更新中であることがわかる証明書を提出してください。許可更新中であることがわかる証明書も提出できない場合は、受理印のある建設業許可更新申請書の写しを提出してください。 →追記